

第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画の概要

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

現行計画の期間満了（令和3年3月）と「DV防止法」の改正などを踏まえ策定

2 計画の位置付け

- 「DV防止法」に基づく、DVの防止及び被害者の保護等に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本計画
- 「山口県男女共同参画基本計画」の部門別計画

3 計画の期間

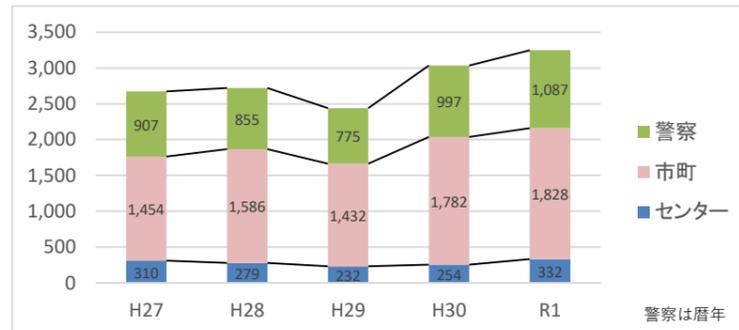
令和3年度～7年度（5年間）

第2章 計画策定の背景

1 本県のDVの現状

【統計データ】

- DV相談件数は平成29年度から増加傾向



【県民調査】

- 約4人に1人がDVの被害経験あり
- 県男女共同参画相談センターの認知度は増加していないものの、相談窓口自体を知らない人は1割未満
- 被害者でどこ（だれ）にも相談していない人が約6割

2 第4次計画策定後の主な動き

- 「DV防止法」の改正及び国の「基本方針」の改定（DV対応と児童虐待対応の連携強化）
- 新型コロナウイルス感染症の影響によるDVの増加や深刻化の懸念

第3章 計画の目指す方向

1 基本理念（目指す方向）

『DVのない社会の実現』を目指し、DVの防止及び被害者の保護等を図る諸施策を推進する。

2 施策の基本方針

『DVのない社会の実現』に向けて、次の5つの柱を基本方針に設定

- 基本方針1 DVを許さない社会の実現
- 基本方針2 被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実
- 基本方針3 被害者を保護する体制の整備・充実
- 基本方針4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化
- 基本方針5 市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進

第4章 計画の内容

基本方針1 DVを許さない社会の実現

お互いの人権を尊重し、暴力を許さない意識を社会のあらゆる分野で醸成するための教育及び啓発活動の推進

- 暴力を許さない県民意識の醸成
- 人権教育、男女平等に関する教育の推進
- DVに関する調査研究
- 交際相手からの暴力への対策
- ストーカー行為への対策

基本方針2 被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実

相談窓口のさらなる周知、相談職員の専門性向上のための研修の実施

- 相談窓口の周知徹底
 - 一人で悩まず気軽に相談できるようにするための広報
 - 周知
- 県男女共同参画相談センターにおける相談体制の整備・充実
 - オンライン面接相談環境の整備
- 警察における相談体制の整備・充実
- 市町等における相談体制の整備・充実

- 相談に携わる人材の育成及びケア

- DV対応と児童虐待対応の相互理解促進のための研修の実施

基本方針3 被害者を保護する体制の整備・充実

被害者やその同伴する子ども等の状況に応じた、適切な一時保護体制の整備・充実

- DVの通報等の体制整備
- 通報等への対応と緊急時における安全の確保
- 県男女共同参画相談センターの一時保護所等における支援
 - 被害者が同伴する子どもへの支援の充実
- 関係機関・団体等と連携した適切な一時保護の実施

基本方針4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化

被害者が地域において安心して生活することができるよう、被害者の状況やニーズに応じた適切な自立支援の実施

- 被害者の状況に応じた適切な自立支援の推進
- 経済的自立に向けた支援
- 住宅の確保支援
- 子どもに対する支援
- 地域における支援
 - 一時保護終了後の生活における被害者と子どもへの相談支援
- 保護命令制度の利用等や司法手続に関する支援
- 被害者等の個人情報保護の徹底

基本方針5 市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進

市町、関係機関・団体等との連携による、DV対策に関する効果的な施策の推進

- 関係機関の連携・協力
 - 要保護児童対策地域協議会への参画による児童虐待対応機関との連携強化
- 市町と連携した取組と支援の強化
- 民間団体等との連携・協働
 - 被害者の保護などを行う民間団体への支援の推進
- 苦情に対する適切かつ迅速な対応